

資料6 平成18年度図書館利用アンケート結果（抜粋）

1 調査の目的

来館者の読書意識や図書館利用の実態を把握し、今後の図書館施策の参考とする。

2 調査の方法

(1) 調査の対象者

小学生以上の図書館来館者

(2) 調査場所

宇都宮市立図書館・宇都宮市立東図書館の各階フロアー

(3) 周知方法

館内にポスターを掲示

(4) 調査期日

平成18年8月5日（土）から8月31日（木）まで

(5) 調査方法

記述式アンケート（来館した際に自由に記入）

(6) 調査項目

ア. 図書館までの来館方法等について	(共通)
イ. 図書館の利用状況について	(共通)
ウ. 今後充実させて欲しい資料について	(中学生以上対象)
エ. 利用している本について	(小学生対象)
オ. 図書館での催し物への参加について	(小学生対象)
カ. 図書館への希望について	(共通)

(7) アンケート協力者

○ 小学生	・・・・・・・・・・・・・・・・	706人
○ 中学生以上	・・・・・・・・・・・・・・・・	1,477人

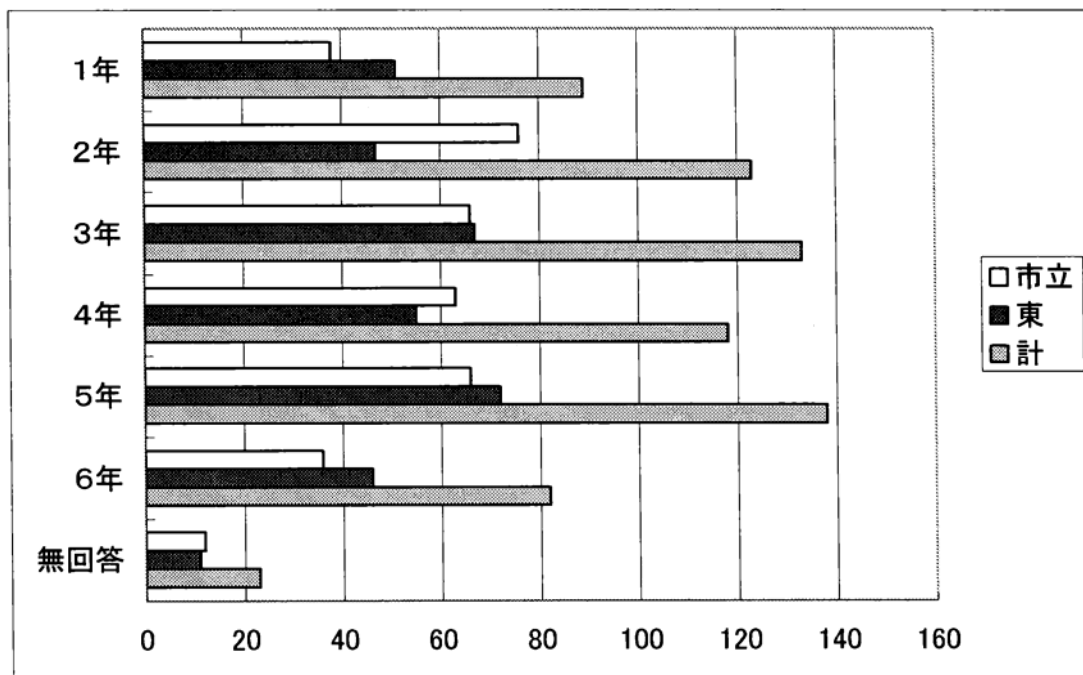
Ⅱ. 調査の結果

1 小学生

○ アンケート回答者	706人
内訳		
・ 1年生	89人
・ 2年生	123人
・ 3年生	133人
・ 4年生	118人
・ 5年生	138人
・ 6年生	82人
・ 無回答	23人

回答者数は、5年生が各学年中で最も多く、次いで、3年生、2年生の順になっている。
また、全体を見ると、低、中、高、各学年とも3割強とほぼ平均的に利用されている。

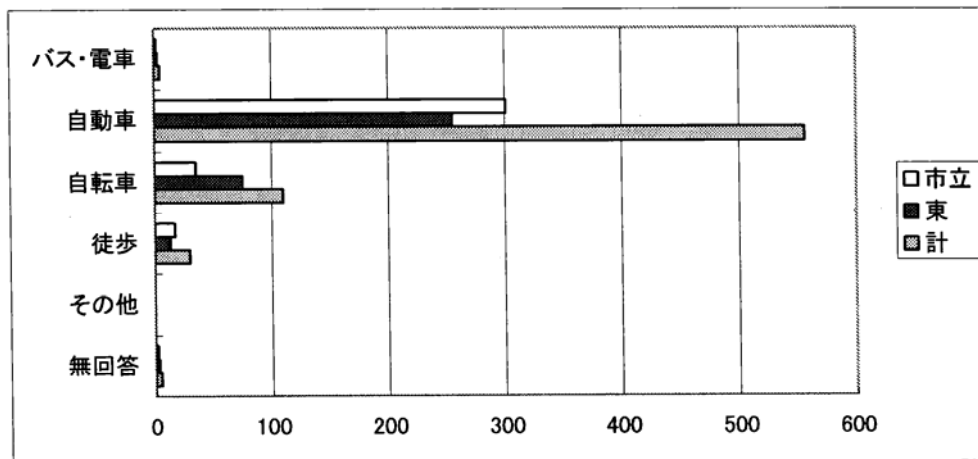
《 図-1 》 回答者数 学年別



(1) アンケート設問 1

「としょかんには、何できましたか。あてはまるものに○をつけてください。」では、「自動車」を利用して来館する児童が全体の8割弱を占め、次いで「自転車」、「徒歩」の順となっている。

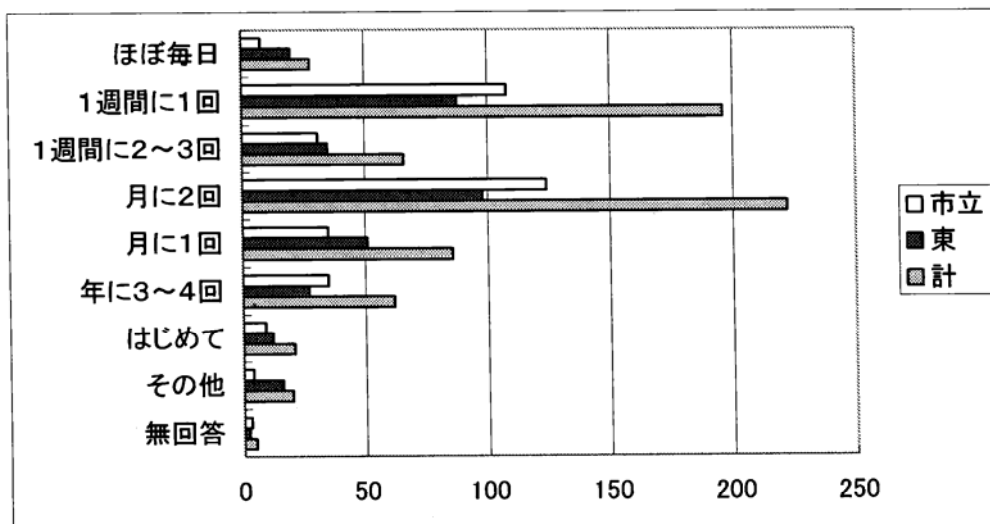
《 図-2 》 図書館には何できましたか。



(2) アンケート設問 2

「としょかんをどれくらい利用しますか。あてはまるものに○をつけてください。」では、「月2回利用する」「1週間に1回」と回答した児童で6割を占め、次いで「月に1回」、「年に3~4回」という順になっている。

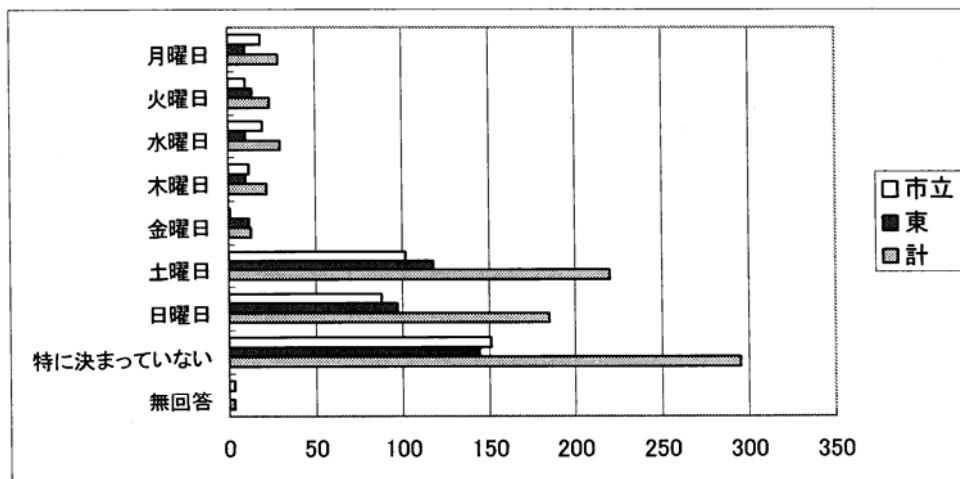
《 図-3 》 どれくらい利用するか。



(3) アンケート設問 3

「としょかんには、なんよう日にくることがおおいですか。あてはまるものに○をつけてください。」では、「特に決まっていない」、「土曜日」、「日曜日」の順となっており、全体の8割強を占めている。

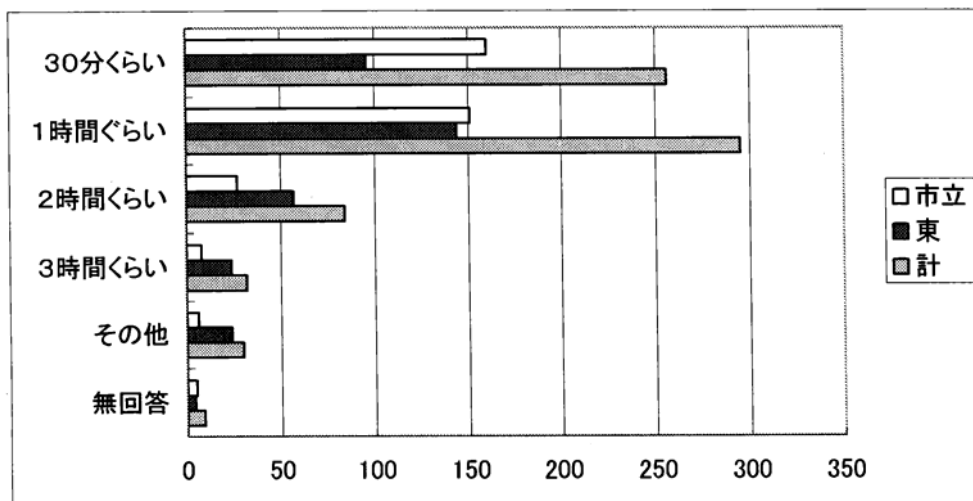
《 図-4 》 としょかんには、なんよう日にくることがおおいですか。(複数回答)



(4) アンケート設問 4

「としょかんには、どれくらいのじかんいますか。」では、「1時間くらい」「30分くらい」の滞在と回答した利用者が全体の8割弱を占めている。

《 図-5 》 としょかんには、どれくらいのじかんいますか。

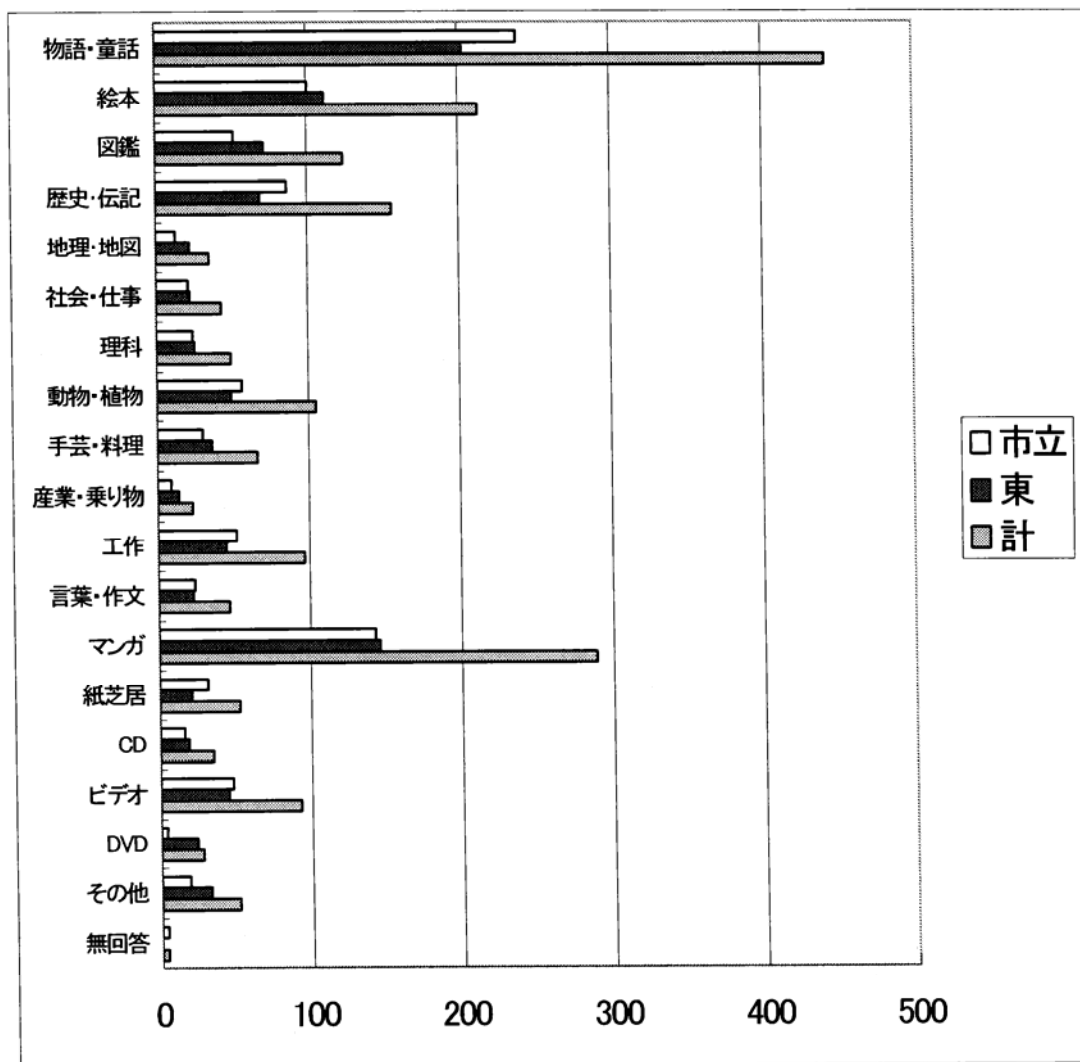


(5) アンケート設問 5

「あなたはとしょかんでおもにどんな本を利用していますか。あてはまるものぜんぶに○をつけてください。」では、図書館で利用している本は、「物語・童話」が最も多く、次いで、「マンガ」、「絵本」、「歴史・伝記」、「図鑑」、「動物・植物」の順になっている。

また、視聴覚資料では、ビデオの利用が最も多く、次いで「CD」、「DVD」の順となっている。

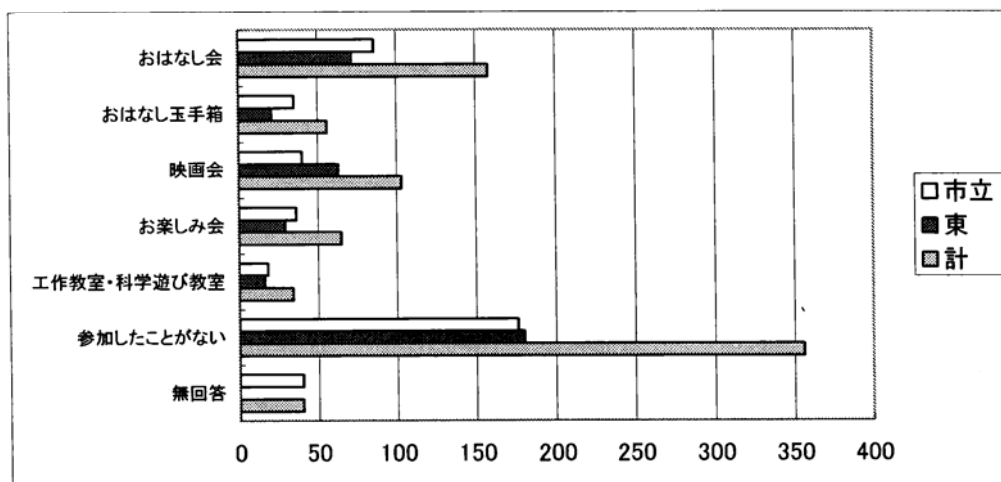
《 図－6 》 どんな本を利用していますか。(複数回答)



(6) アンケート設問 6

「あなたが、さんかしたことがあるもよおしものぜんぶに○をつけてください。」では、催し物に参加したことがある小学生は、5割強を占めており、その内訳は、「おはなし会」が最も多く、次いで、「映画会」、「お楽しみ会」の順になっている。

《 図-7 》 参加したことがある催し物（複数回答）



(5) アンケート設問 7

「あなたが、このとしょかんにのぞむことをじゆうにかいてください。」

【 表-1 】 図書館にのぞむこと 合計 227件

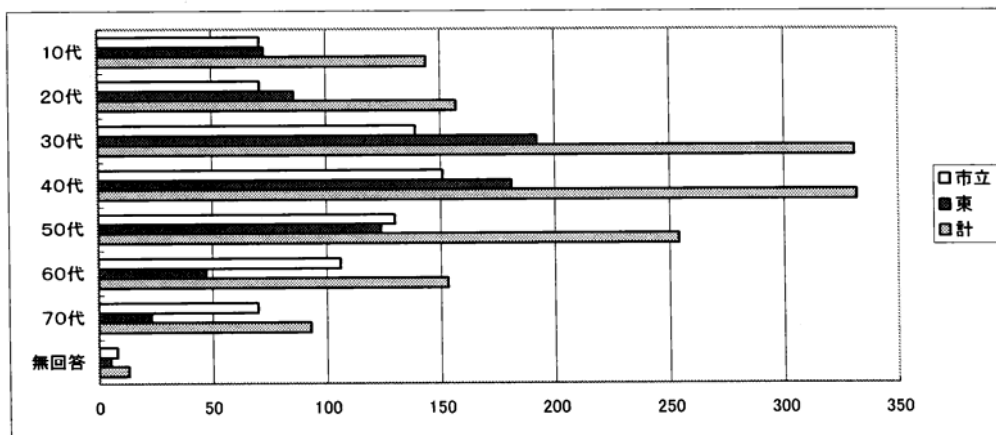
・ 本（雑誌の種類）を増やして欲しい	90件
・ マンガを増やして欲しい	25件
・ テーブル・椅子を増やして欲しい	17件
・ 本の場所をわかりやすくして欲しい	9件
・ 児童室にパソコンを設置して欲しい	8件
・ 視聴覚資料を増やして欲しい	7件
・ 利用者のマナーの向上	5件
・ 映画会の周知方法や運営を工夫して欲しい	5件
・ 新着本をたくさん入れて欲しい	4件
・ 貸出冊数を増やして欲しい	4件
・ 貸出期間を延長して欲しい	2件
・ 移動図書館があるといい	2件
・ 軽食できる場所を作って欲しい	2件
・ その他	47件

2 中学生以上（中学生・高校生・各種学校生等・会社員等・主婦ほか）

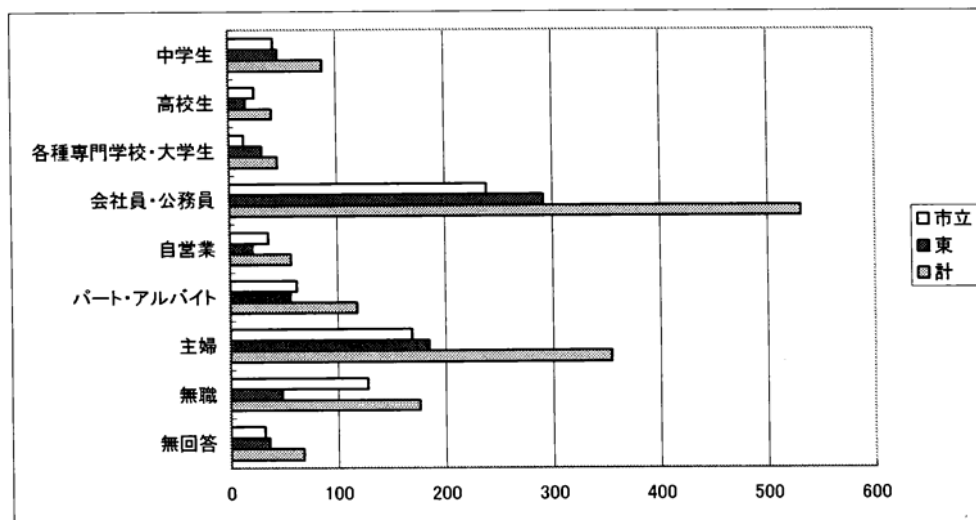
○ アンケート回答者	1,477人
内訳	
・ 中学生	88人
・ 高校生	40人
・ 各種専門学校・大学生	45人
・ 会社員・公務員	531人
・ 自営業	57人人
・ パート・アルバイト	118人
・ 主婦	354人
・ 無職	176人
・ 無記入	68人

回答者は、年代別では40代、30代、50代の順となり、この世代で6割強を占めている。
また、職業別では「会社員・公務員」と「主婦」で6割を占めている。

《 図-8 》 回答者数 年代別



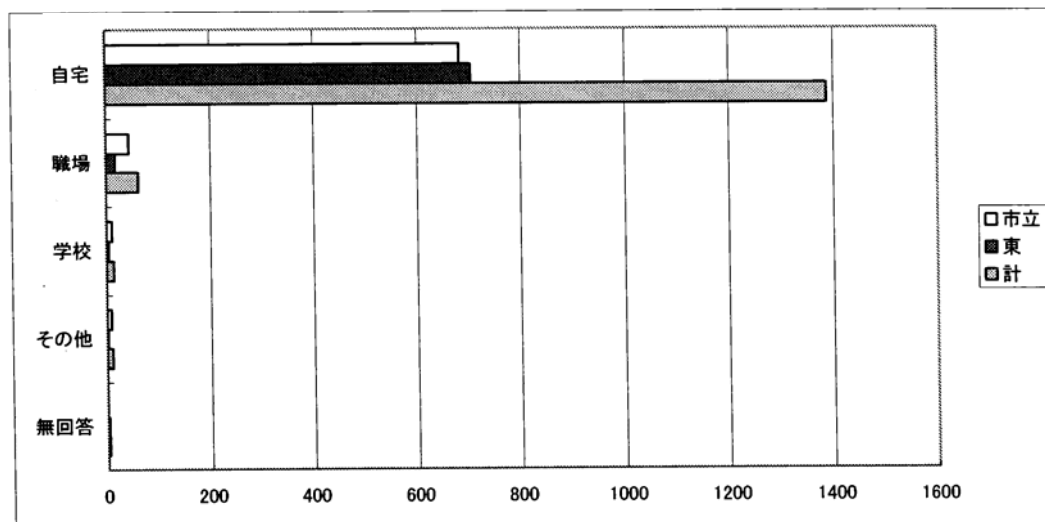
《 図-9 》 回答者数 職業別



(1) アンケート設問 1 図書館までの来館方法について

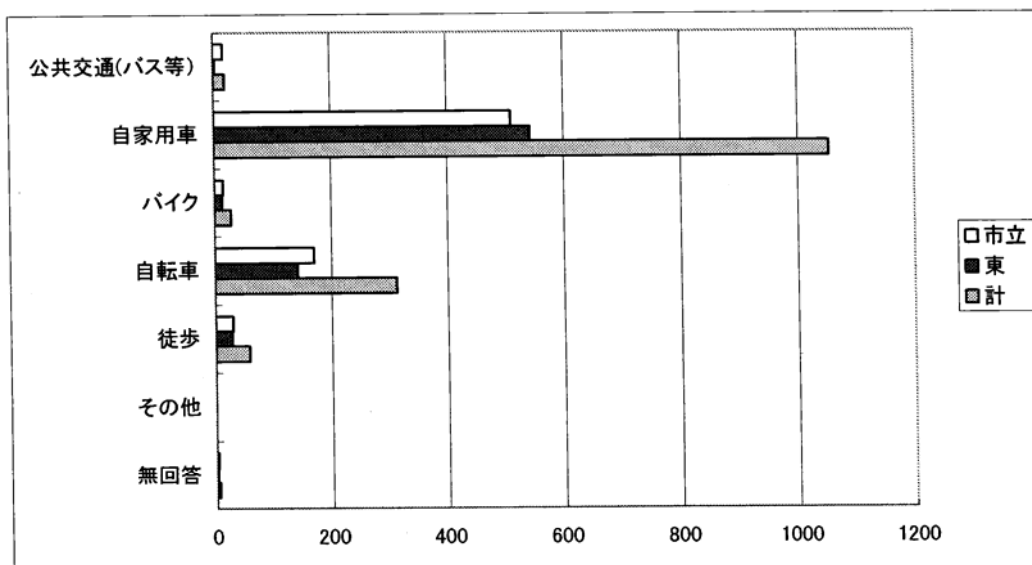
「ア. 図書館には主に、どちらから来館されますか。」については、利用者の9割強が「自宅」から来館していると回答している。

《 図-8 》 どちらから来館されましたか。



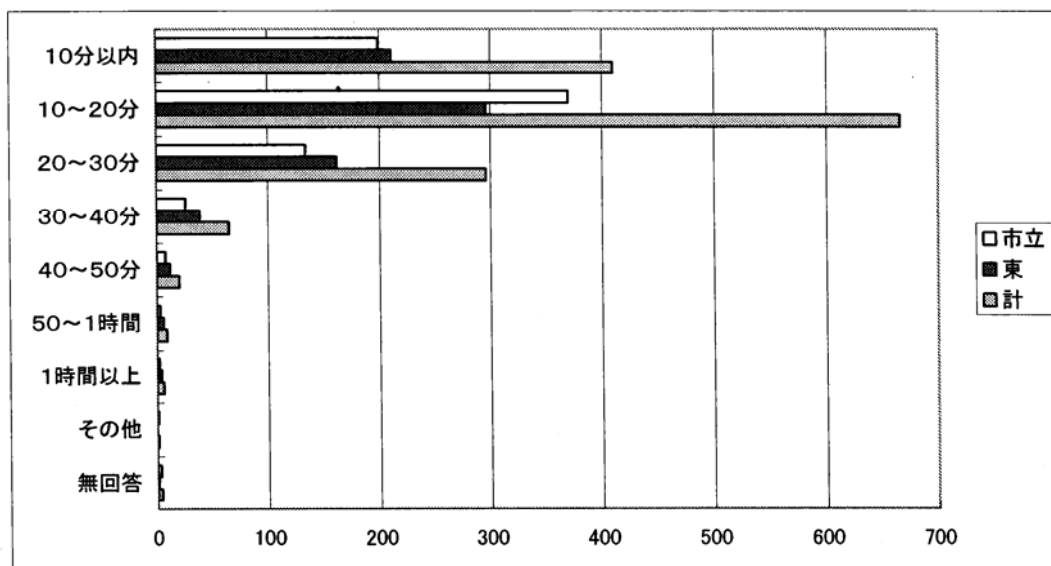
「イ. 図書館には主に、どのような交通手段を利用して来館されますか。」については、7割強の利用者が「自家用車」で来館と回答し、次いで「自転車」、「徒歩」の順となっている。

《 図-9 》 どのような交通機関を利用して来館されましたか。



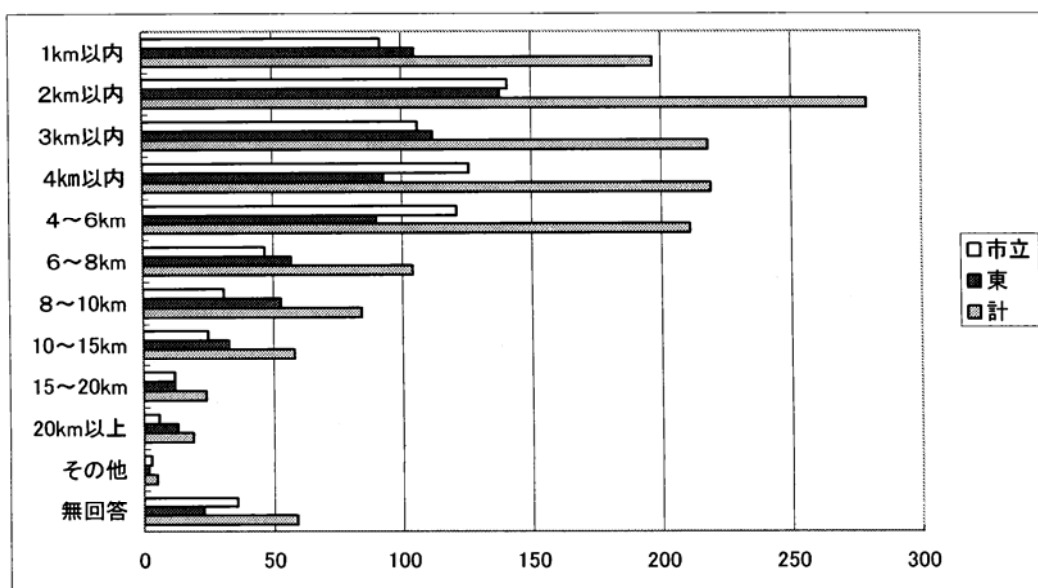
「ウ. 図書館までの所要時間はどれくらいですか。」については、「10～20分」と回答した利用者が最も多く、30分以内で来館できる利用者が全体の9割強を占めている。

《 図－10 》 所要時間はどれくらいですか。



「エ. 図書館までの移動距離はどれくらいですか。」については、「2km 以内」と回答した利用者が最も多く、6km 以内と回答している利用者が全体の8割弱を占めている。

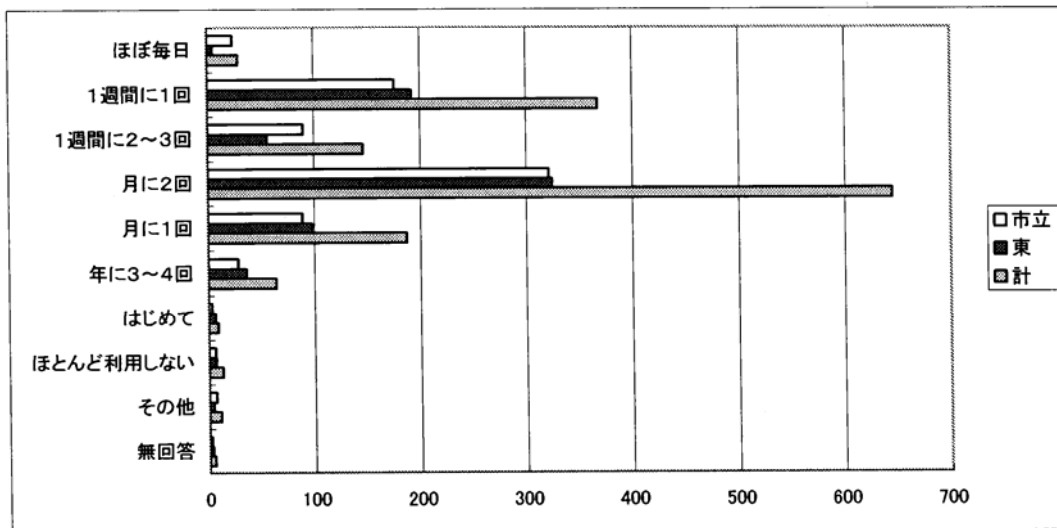
《 図－11 》 移動距離はどれくらいですか。



(2) アンケート設問 2 図書館の利用状況について

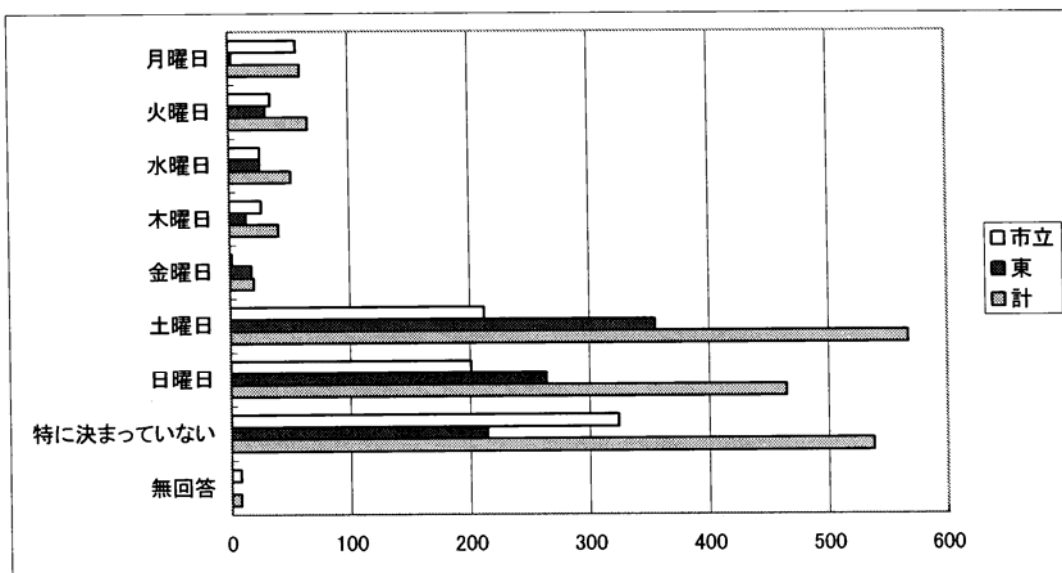
「ア. 図書館を利用する頻度はどの程度ですか。」では、「月2回」という回答が全体の4割強を占め、次いで「1週間に1回」、「月1回」の順となっている。

《 図-12 》 図書館の利用頻度



「イ. 主に、何曜日に利用されることが多いですか。」については、6割弱の利用者が「土曜日」、「日曜日」に利用することが多いと回答しており、次いで「特に決まっていない」と回答した利用者が3割弱を占めている。

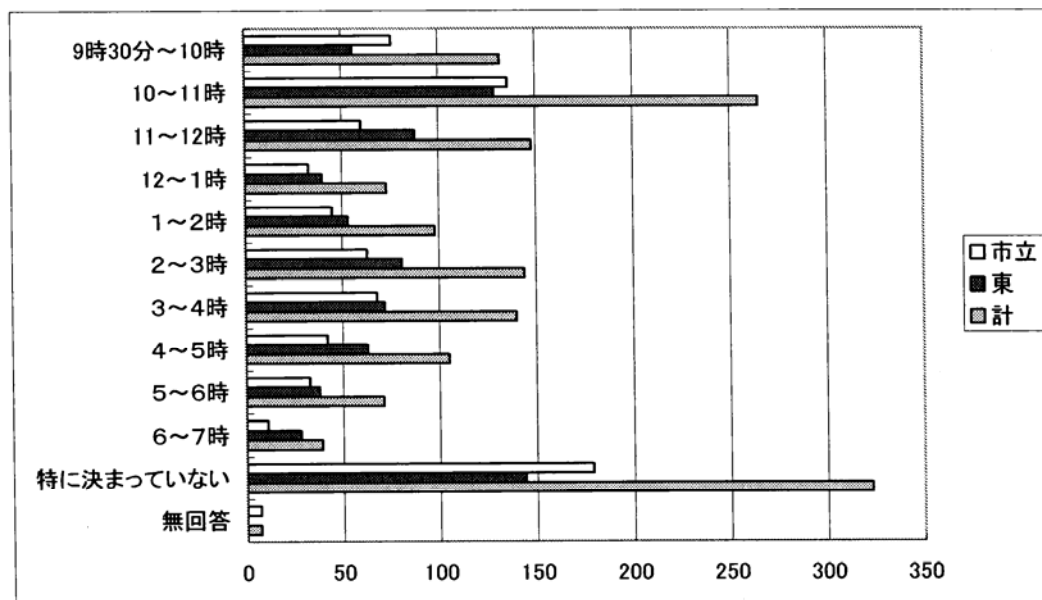
《 図-13 》 何曜日に利用されることが多いですか。(複数回答)



※休館日 市立図書館…毎週金曜日 東図書館…毎週月曜日

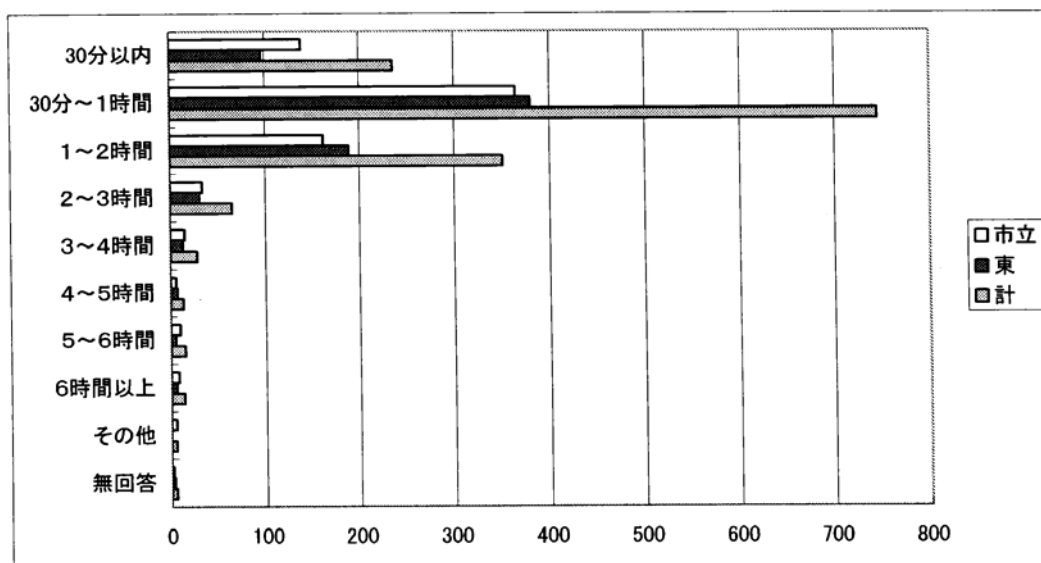
「ウ. 主に、何時頃来館されることが多いですか。」については、「10～11時」と回答した利用者が最も多く、次いで「11～12時」、「2～3時」の順となっている。

《 図－14 》 何時頃来館されることが多いですか。(複数回答)



「エ. 図書館の平均滞在時間はどれくらいですか。」については、「30分～1時間」、「1～2時間」、「30分以内」の順となっており、「30分～2時間」の滞在時間と回答した利用者は、全体の9割を占めている。

《 図－15 》 平均滞在時間はどれくらいですか。

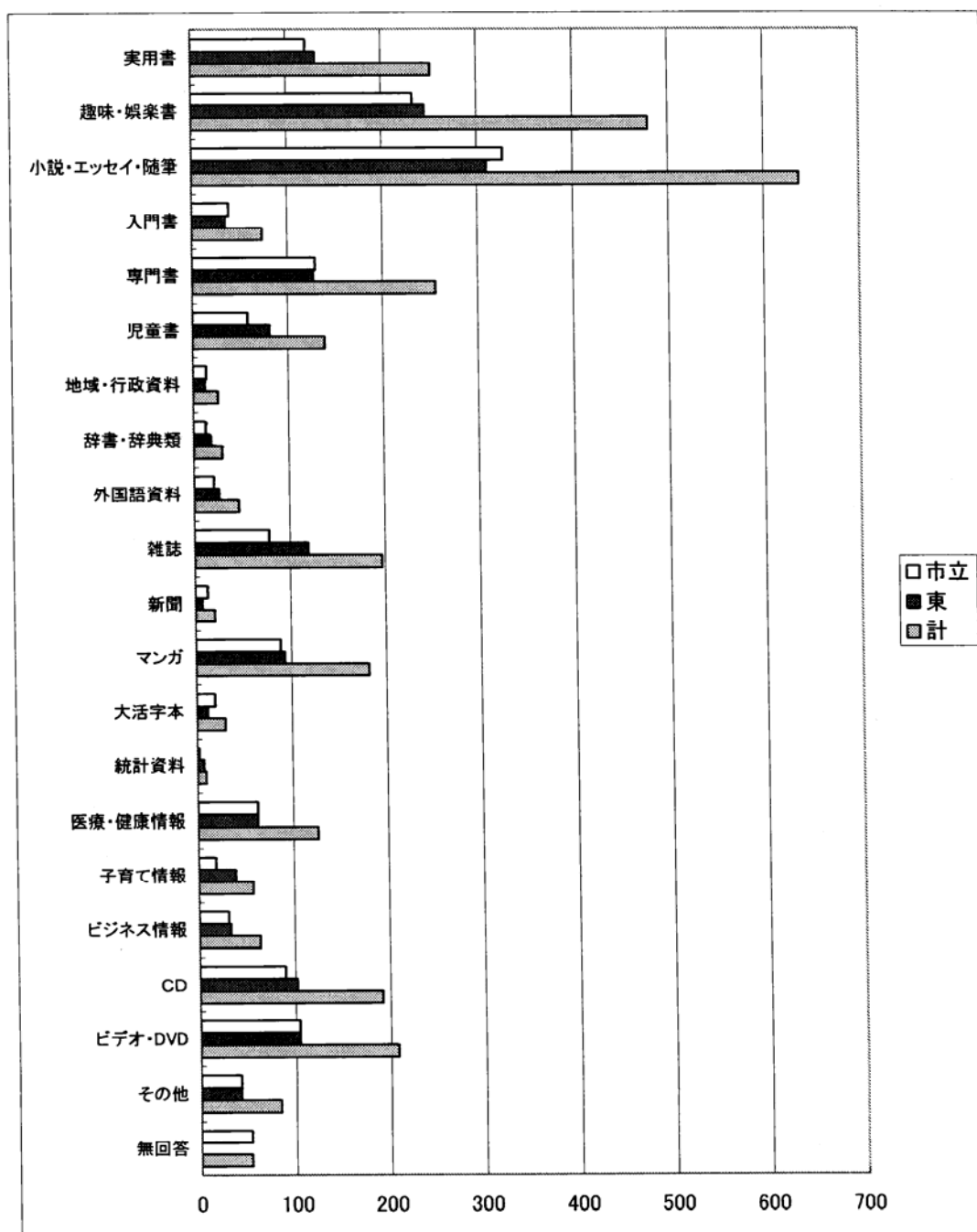


(3) アンケート設問 3

「今後充実させて欲しい資料は何ですか。」では、「小説・エッセイ・随筆」が最も多く、次いで「趣味・娯楽書」、「専門書」、「実用書」の順となっている。

また、視聴覚資料については、CDは「クラシック」、「ジャズ」、「Jポップ」の順となっており、DVD・ビデオでは、「映画」、「アニメ」、「子供向け」の順となっている。

《 図－16 》 充実させて欲しい資料（複数回答）



(4) アンケート設問 4

「あなたが、この図書館に希望することを自由に書いて下さい。」

【表-2】図書館に希望すること 合計 461件

・ 本（新刊本，雑誌・新聞の種類）を増やして欲しい	・・・	59件
・ 駐車場スペースを増やして欲しい	・・・	47件
・ マナーを守って欲しい	・・・	34件
・ テーブル・椅子を増やして欲しい	・・・	34件
・ 空調管理をしっかりとって欲しい	・・・	17件
・ 開館時間を延長して欲しい	・・・	17件
・ パソコンで視聴覚資料・マンガの予約ができるようにして欲しい	・・・	13件
・ 検索方法の多様化，検索画面を使いやすくして欲しい	・・・	10件
・ 書架整理・資料の管理（盗難防止等）をしっかりとって欲しい	・・・	9件
・ 自分が借りている本がわかるようにして欲しい	・・・	9件
・ 軽食できる場所を作って欲しい	・・・	8件
・ 本を新しくして欲しい	・・・	8件
・ 視聴覚資料を増やして欲しい	・・・	8件
・ 図書館資料の積極的なPRを望む	・・・	7件
・ 休館日を変更して欲しい	・・・	7件
・ 大人と子どもの分室を望む	・・・	7件
・ ホームレスへの対応をしっかりとって欲しい	・・・	6件
・ 返却方法について考えて欲しい	・・・	6件
・ 継続（貸出）期間を延長して欲しい	・・・	5件
・ マンガを増やして欲しい	・・・	4件
・ 家の近くに図書館が欲しい	・・・	4件
・ 館内の清掃・消臭	・・・	4件
・ 開館時間を早くして欲しい	・・・	3件
・ その他	・・・	135件

資料7 宇都宮市図書館協議会からの意見

1 図書館協議会における主な意見

■現状と課題について

- ・平成14年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」の第2次改定案が公表されたが、第2次改定により必要とされる事業があれば計画に取り入れてほしい。

■組織体制の明確化について

- ・市立図書館を中央館として機能、役割を整備し、(仮称)第3図書館を含め他の4館を地域館とする計画であるが、図書館名は機能に基づいた名称にしてほしい。
- ・上河内図書館と河内図書館については、地域資料の収集以外にも地域館としての特色をもたせるべきである。

■具体的施策・事業について

○図書館・図書室間のネットワークや関連機関との連携体制強化

- ・ネットワークによる機能強化について、新着本の配信のほかに貸出ランキング情報を入れてほしい。

○小中学校図書館との連携機能強化と学校や教職員への支援

- ・学校支援を重点施策としているが、図書を選定する際には学校と密接に連携してほしい。
- ・文部科学省は、「学校図書館図書整備5か年計画」により学校の図書購入費に重点を置いているが、交付税相当額を図書費として確保してほしい。
- ・学校図書館との連携をさらに強化する計画であるが、子どもたちによく読まれている本を学校図書館に推薦するなどの連携が必要である。
- ・(仮称)第3図書館は、子どもと学校支援を特色としたサービスを行う地域館としているが、現在、学校訪問等で活動しているボランティアは市立図書館などを拠点として活動している。新しいボランティアの育成も簡単にできるものではなく、現在活動しているボランティアの拠点を簡単に移せるものでもない。図書館の事情により活動拠点を移すということであれば、ボランティア団体が分断される恐れもある。今後のボランティアと図書館との連携について明確にしてほしい。

○さまざまな利用者に対応したサービスの充実

- ・視覚障がい者サービスは市立図書館が中心となって実施する計画だが、地域福祉の観点から、より身近な所で利用できるとよい。他の図書館での利用についても検討してほしい。

○市民ニーズに応じた効果的・効率的な運営

- ・図書館の組織運営能力を向上させるため、市立図書館を中央図書館とし他館を地域館とする計画であるが、民間活力導入の検討の結果、いずれかの図書館が民営化された場合には運営体制が異なることにより、組織全体が十分に機能するか疑問である。図書館の運営は、公営が最良と考える。

2 宇都宮市図書館協議会の設置根拠

「宇都宮市立図書館条例」

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、宇都宮市立図書館に宇都宮市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

「宇都宮市立図書館条例施行規則」

第6章 協議会

（会長及び副会長）

第24条 条例第5条の協議会に会長及び副会長1名を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第25条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係人の出席）

第26条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

宇都宮市図書館協議会委員名簿

氏名	職業	選出分野	備考
石嶋 勇	幼稚園長	学校教育	宇都宮地区幼稚園連合会
設楽 富男	教育公務員	学校教育	宇都宮市小学校長会
田村 紀子	団体役員	社会教育	宇都宮市青少年団体連絡協議会
亀山 弘美	団体役員	社会教育	宇都宮市PTA連合会
奥田 敬子	団体役員	社会教育	宇都宮市社会教育委員
平野 みち子	団体役員	社会教育	宇都宮市生涯学習センター運営審議
吉澤 亜希子	団体役員	学識経験	宇都宮女性団体連絡協議会
佐々木 一隆	大学教授	学識経験	宇都宮大学
小川 範子	無職	学識経験	宇都宮子どもの本連絡会
麦倉 仁巳	会社員	学識経験	宇都宮市身体障害者福祉会連合会
山田 孝英	僧侶	学識経験	公募
小川 久美子	臨時職員	学識経験	公募

資料8 パブリックコメントによる市民からの意見

(仮称) 宇都宮市図書館機能・サービス向上計画（素案）に関する パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

平成20年3月1日（土）～3月31日（月）

(2) 意見の応募者数と件数

応募者数：11名 【内訳】 男女内訳：男5名，女6名

意見件数：34件 年代内訳：20代1名，30代1名，50代2名，60代4名，
70台1名，80代1名，未記入1名

(3) 提出方法の内訳

	郵送	FAX	Eメール	持ち込み	合計
人数	0	3	1	7	11

(4) 項目別意見数

No.	項目	意見数
1	計画全体について	5
2	現状と課題について	2
3	基本的な考え方について	2
4	組織体制の明確化について	1
5	施策1「図書館・図書室間のネットワークや関連機関との連携体制の整備」について	1
6	施策2「小中学校図書館との連携機能強化と学校や教職員への支援」について	2
7	施策3「ICTを導入した高度な情報提供の推進」について	2
8	施策4「レファレンスと課題解決型サービスの充実」について	2
9	施策5「さまざまな利用者に対応したサービスの充実」について	5
10	施策6「市民ニーズに応じた効果的・効率的な管理運営」について	10
11	その他	2

2 意見の概要と市の考え方

(1) 計画全体について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	素案にもう少しメルヘンチックな夢があったら受け入れられやすいのではないかと思います。内容はいいですが、やはり固いです。	計画の意図を正確に伝え、全体的に整合性のある文章となるよう、このような表現としました。市民の皆様に親しんでいただけるよう愛称をつけました。
2	「サービス」＝目的，「機能」＝手段であるという点が未整理のような気がします。	本計画の名称「図書館機能・サービス向上」を掲げるにあたり，「機能」は図書館の果たすべき役割として，「サービス」は図書館の具体的な施策や事業として整理しております。

3	素案を読んで、かなり綿密に計画されていて、図書館がこんなに多くの業務があることと、また新規の事業の計画があることがわかりました。	今回の計画に基づき様々なサービスを充実させるとともに、そうしたサービスを行っていることを市民の皆様にご覧いただくことも重要であると考えております。
4	今回の機能・サービス向上計画を拝読し、図書館の基本的業務をおろそかにすることなく、機能の転換向上を図られることを希望します。新刊図書のリクエストへの対応も、最近ではかなり時間を要する感じがしております。	ご意見のとおり、基本的業務を確実に行った上でのサービス向上と考えております。「IV組織体制の明確化」の中で、各図書館の特色に基づいた専門的サービスを展開するにあたっては、「全ての図書館において同等の基本的サービスを充実した上で」としました。 リクエストへの対応につきましては、予約が多く貸出中の本を館内に1冊置いて閲覧できるようにしたことや、他の図書館からの借入等、対処法を工夫しております。今後、ご利用に不便が生じないように、さらなる対策をとってまいります。
5	昭和56年に市立図書館がオープンしたときの喜びは、今も忘れられません。県庁所在地に市立図書館がないワーストスリーからの脱却でしたから。今、多くの市民の暮らしに欠かせない存在である図書館が、よりよいものになるよう、願いを込めて意見・要望を述べさせていただきます。	図書館は、市民生活や地域を豊かにするための知識と情報を提供する上で、欠かせない存在であると認識しております。今後も多くの市民に利用されるよりよい図書館となるよう、サービスを充実してまいります。

(2) 現状と課題について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	「サービス向上」が目的であるならば、「市民のニーズの把握・分析」が大切です。『II-2-3 図書館への要望』を見ると、ニーズの現状は旧態依然としています。ニーズの現状把握だけでなく、ニーズの動向（これまでの変化や今後の方向性など）をどう捉えているのか、その点を明確にしないと、新たなサービス計画は生まれませんし、宇都宮市の『新しい図書館像』が見えてこないのではないのでしょうか。また逆に、ニーズが旧態依然（アナログ的）であることも重要なポイントです。「機能」としての図書館だけではなく、「憩う、おもしろい、育む、交流する…」など「場」としての図書館像も、より明確に打ち出してほしいと考えます。	市民のニーズの現状に関しましては、「II-2-3 図書館の要望」にあるとおり、「資料の充実」が、図書館に対する最も多い要望であり、最も基本的で重要であると考えております。 図書館の新たな方向性に関しましては、「II-1-1 社会環境の変化」や「II-1-2 国の動向」を踏まえ、貸出利用者に対する資料充実だけでなく、新たなサービスに取り組んでまいります。特に、ICTの導入（施策3）、子どもや高齢者など様々な利用者を対象とした事業（施策5）は、今後重要になると考えております。また、来館する利用者のために、ユニバーサルデザインに配慮した滞在型図書館の実現（事業26）などを目指してまいります。

2	13ページの表を見ると、宇都宮市は中核都市の中で上位に位置する項目が非常に多いことに感心させられました。これらの事実をもっと広く市民に伝えられてよいことだと思います。	図書館は、サービスの内容やその成果をもっとPRし、多くの方々に存在意義を理解してもらう必要があると考えております。今後そうした面にも力を注いでまいります。
---	---	---

(3) 基本的な考え方について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	一部に図書館は図書がIT化して、その存在をあやぶむ意見もありますが、実際はそうでないと思います。そういう時代だからこそ、人々は本や社会との出会いを求めてくる拠点となるはずです。今後のそういう観点からの存在意義を、計画に強調されてはいかがだったでしょうか。	ご指摘のとおり、市立図書館は、市民にとって最も身近な、あらゆる市民を支援する施設であると考えております。「Ⅲ基本的な考え方」の中で、計画の基本理念として掲げましたように、図書館は、市民生活や地域の課題解決に役立つ情報拠点として、多くの市民の皆様にご利用していただくことを目指してまいります。
2	宇都宮市図書館機能・サービス向上計画書を読ませていただき、細部にわたる気遣いに十分な気がしました。これ以上に図書館の機能を高めるためには、利用者側の意識向上も求められるものだと考えます。そのためには、色々な分野の方々の講演会も、かなり有意義なものであると思います。	市民の皆様のご読書活動を支援し、地域の課題解決に貢献するため、様々な分野で活躍されている方による講演会の開催等にも取り組んでまいります。

(4) 組織体制の明確化について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	特に『IV組織体制の明確化』は、特出されるべき項目ではなく、利用者の視点に立てば、具体的施策の「ネットワークや連携体制の整備」の一部に過ぎないように思われます。	図書館の組織体制については、市町合併や（仮称）第3図書館開館により5館体制となることから、全館が統一のとれたサービスを行うとともに、各図書館の特色や役割を生かした運営をするために、新たな組織の構築が必要であるとの考えから、特出した項目としました。

(5) 施策1「図書館・図書室間のネットワークや関連機関との連携体制の整備」について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	市内の図書館のネットワーク化も重要ですが、サービス向上のためには、他の専門機関（特に市外の図書館）との連携が欠かせません。国や県の動向、連携先のこともあるので難しいでしょうが、現時点でできる、より積極的で具体的なイメージを提供してほしいと感じました。	県内公共図書館や大学図書館とは、従来から栃木県立図書館を中心に連携をし、県外図書館についても、インターネットの普及により連携を深めております。 今後は、計画により、図書館以外の専門機関（美術館、博物館、県や国の機関等）との連携を図ってまいります（事業3）。

(6) 施策2「小中学校図書館との連携機能強化と学校や教職員への支援」について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	学校図書館へのサービスの向上にとっても期待しています。Webで本の予約ができるのは手軽で良いです。学校希望図書を利用しての感想ですが、学校行事が入る都合上、予定どおりに調べ学習が進まず、1か月間で授業が終わらないことがあるので、もう少し貸出期間が長いと助かります。	ご意見のとおり、図書館と学校との連携につきましては、計画でも重点施策と考えております。児童生徒の読書活動や教育活動に役立つ図書館資料を提供できるよう、事業を実施してまいります（事業4、5、6、7、8）。
2	特に平成18年度から実施されている学校支援事業は、その充実ぶりに目をみはるものがあると感じました。	学校支援事業につきましては、重点施策と位置づけ、さらなる充実を図ってまいります。

(7) 施策3「ICTを導入した高度な情報提供の推進」について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	電子情報により、図書資料の内容（目次程度でも）がわかるよう、データベースの作成をしてほしいというのが個人的な要望です。	ご提案のとおり、ICTを活用した電子情報の提供につきましては、重点施策の一つとしました。 平成20年7月稼動予定の図書館電算新システムでは、より詳しい本の内容を盛り込んだデータベースを導入する計画です。 CDや地域資料につきましては、すでに曲目データやキーワードから検索することができます。 さらに、レファレンスサービス強化のために、各館の特色に応じたデータベースの作成を図ってまいります（事業11）。
2	インターネットの利用サービスも受けてみましたが、資料の閲覧のみで、印刷することができないという不便な設定になっております。せっかくの有効資料を持ち帰ることができませんので、他所で再印刷という手間がかかりました。	インターネット上の情報につきましては、著作権法が適用され、図書館での印刷には著作権者の許可が必要であるため、閲覧のみのサービスを行っております。図書館は、著作権法の範囲内で情報提供を行っている施設ですので、ご理解をお願いいたします。 重点事業として掲げた「ICTを導入した高度な情報提供の推進」を図るにあたり、インターネットの利用方法について、市民の皆様にわかりやすくPRしてまいります（事業10）。

(8) 施策4「レファレンスと課題解決型サービスの充実」について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	<p>間口が広く（レファレンスサービスの充実）、奥行きのある（他機関とのネットワーク化、レフェラルサービスの充実）活動を期待します。</p>	<p>ご意見のとおり、レファレンスサービスは、図書館にとって最も重要な窓口サービスであると考え、本計画の重点施策としました。ご期待に沿えるよう、今後も努力してまいります。</p>
2	<p>教育・医療・環境などの国民的な課題については多様な考えや立場があるが、一般のマスコミに紹介されるのは「標準的」なものが多く、小数派の意見は出版物として出されても多くの人の眼に触れる機会は少ない。図書館では、そういう見落とされがちな本も収集して、問題解決に迫られた人がそれらの本に出会うチャンスを広げておいてほしい。重点的な分野についてはしっかりとした蔵書を誇れるような図書館になってくれたら素晴らしいと思っている。</p> <p>どこの本屋でも手に入るような本は図書館でたくさん購入する必要はないのではないかと。リクエストが多いとしても、それにどこまで応えるべきかについては慎重であってほしい。そういう本は自分で買うという人が増えていくことの方が、出版界や日本社会の未来のためにもよいのではないかと。</p>	<p>ご意見のとおり、市民の意識を調査した結果、図書館に対する要望で最も多かったものは、「資料の充実」です。</p> <p>図書館では「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、多様な考え方のある課題につきましても、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集するよう努めております。</p> <p>また、「IV組織体制の明確化」の「2各図書館の特色あるサービス」の中で、資料の選定については「各図書館間で、特色に合わせた収集・保存分担を検討・実施」することとしております。各図書館の特色に基づいた重点分野については、専門的な資料なども収集し、蔵書の構築を図ってまいります。</p> <p>図書館としての蔵書構築と利用者サービス、双方の観点から、図書を選定を行うよう、今後も努力してまいります。</p>

(9) 施策5「さまざまな利用者に対応したサービスの充実」について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	<p>今後の高齢化社会に向かっての高齢者に対するサービス等を充実していただきたい。</p> <p>来やすい（入りやすい）図書館 わかりやすい本の配置 読みやすい本（活字の大きさ等） ゆったりと読書のできるスペース等</p>	<p>高齢社会に対応するため、大活字本やCDブックの充実、高齢者の生活に役立つ資料の充実、講座の開催等を行ってまいります。また、ご意見のとおり、高齢者にわかりやすい本の配置とするため、高齢者に配慮した環境の整備について、事業の内容に加えました（事業17）。</p> <p>また、施設面では、館内外のバリアフリーを進めるほか、（仮称）第3図書館においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰にでも使いやすい図書館を目指してまいります（事業26）。</p>

2	<p>あるとき、宇都宮の図書館関連の情報をインターネットで何気なく見つけ、私のような市外在住者でも宇都宮市の図書館で本が借りられることを知りました。もっと、この情報を早くに知りたかったと思います。</p>	<p>宇都宮市に通勤通学されている方、広域利用の協定を結んでいる6市6町にお住まいの方につきましては、宇都宮市の図書館をご利用いただけます。今後ともPRに努めてまいります。</p>
3	<p>視聴覚部のサービス・応対等に関しては、最高の域に達していると思います。知人の話ですが、見たいビデオを数回にわたって探していただき、連絡を下さったことを感激していました。そのような利用者の声も伝えたいと思います。</p>	<p>視聴覚資料につきましては、それぞれの図書館に特色を持たせ、幅広い収集を行ってまいります（事業20）。 今後も、必要な資料を提供するために、職員の資質の向上に努めてまいります。</p>
4	<p>全世代横断のえほん運動を展開しよう。 第3図書館は子どもにウェイトをおく方針とされていますが、その一環に、「えほんうんどろ」をおきたいものです。評論家の柳田邦男さんが、大人ももっと沢山の人が絵本を読んでほしいと言っています。よい絵本は、子どもには無論大人にも面白いのです。現代は世代間の対話がかけています。子どもと青年、子どもと高齢者などなどが一緒になって絵本を読むことで相互理解が進み、時代に寄与できるものがあると思います。</p>	<p>絵本は、子どもだけでなく大人にとってもおもしろく、有意義なものです。図書館では、子どもと絵本をつなぐ立場にある大人を対象とした、絵本の講座や講演会を開催し、家庭や、地域でのボランティア活動に役立てていただいております。また「(仮称)第3図書館整備基本計画」では、近隣の中高生や地域の高齢者などとの異年齢・世代間交流が図れるようなサービス提供やプログラム展開を予定しております。</p>
5	<p>私は図書館でボランティアとして視聴覚ソフト（ビデオ・カセット）等のキズを見て、破損の位置やその程度などをチェックする仕事をしています。貸出ソフトができるだけ良い状態で利用できるよう願っておりますが、そのために一番心配するのが、使用するオーディオ機器のことで、かなり酷いキズのあるソフトを使用すると機器が故障することが多いのです。機器の代替があったら作業も能率的になりますので、良いと思います。</p>	<p>図書館ボランティアとしてご活動いただきありがとうございます。点検のための機材につきましても、保守を十分に行えるよう努めてまいります。</p>

(10) 施策6「市民ニーズに応じた効果的・効率的な管理運営」について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	新しい図書館は市民参加型にしたいものです。運営にも市民の力を活用したいものだと思います。	平成18年度策定の「(仮称)第3図書館整備基本計画」の第5章にもありますように、利用者と共に創る施設として、市民の方に図書館サービスや事業の運営をサポートしていただく体制を充実させるよう、検討してまいります。
2	第3図書館の館長は公募にしてはどうでしょうか。異業種のノウハウが図書館運営に活用できる点もあろうかと思えます。元銀行員、商店主、スーパーやコンビニ店長、運送業経験者、書店主などなど。その際、館の構成員も何人かは民間採用してはどうでしょう。	民間のノウハウには図書館運営に活用できる分野もあるかと思えますが、館長職につきましては、図書館や行政での経験が必要と考えております。また、職員につきましては、専門性が必要と考えております。なお、文部科学省の『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』には「館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し」「司書となる資格を有する者が望ましい」とされております。
3	上河内図書館を利用するにあたり、職員の皆様(アルバイトの方々を含め)には、大変良くしていただいております。唯一、館内で飲食禁止なことが残念です。せめて、飲み物だけでもOKなコーナーを作っただけだと、助かります。	上河内図書館では、建物上の制約もあり、飲食可能なコーナーを新たに設けることができませんので、ご理解をお願いいたします。
4	図書館が狭い。これは既存の館に要望しても無理なので、3館目に考えていただきたい。書架と書架の間が狭く、下段の本を屈んで選んでいると後ろの人とぶつかる。配架する職員も大変そうです。昨今の図書館は高齢者でいっぱいです。くつろぐ場所として、新聞・雑誌を読むコーナーを、もっと広くゆったりとした空間にしてほしい。	(仮称)第3図書館は、車椅子がすれちがえる書架間隔を確保し、読書をゆっくりに楽しめるブラウジングコーナーを設け、くつろげる図書館になるよう準備を進めております。
5	専門職員の増員をしてください。新規採用がないのでしょうか。若い職員が少ないのでは? ベテランが下の世代を育てていくには時間がかかるはずですが。図書資料が豊富でも利用者を繋ぐカギは“ヒト”です。	ご意見のとおり、必要な情報を正確かつ迅速に提供するためには、司書の養成と専門能力の向上が不可欠であると考えております。将来を見据えた職員体制を検討し、併せて専門職員のスキルアップのための研修を実施してまいります(事業22)。
6	これからのサービス充実に伴い、各専門職員の充実を図られ、満足のできる業務を受けられることを期待しております。	

7	ヒザと腰を痛めた折、正面玄関の階段と、重いガラスのドアに泣かされました。脇に回ればスロープと自動ドアがあるにはある。でも、ちょっとした回り道さえつらいもときもあります。	既存図書館につきましては、館内外のバリアフリー化を進めてまいります（事業26）。なお、（仮称）第3図書館につきましては、ユニバーサルデザインを取り入れたゆとりある読書空間の提供を検討しています。
8	もっと明かりを。最近照明が暗いような気がします。	読書をする場所などは、適した明るさにしておりますが、ロビーなどは地球温暖化対策のため節電に努めております。ご理解をお願いいたします。
9	オープン書架の移動にもとまどう時がありますので、案内文書も数ヶ月は掲示しておいていただけると助かります。	サービス改善のため、書架配置を変えることがあります。わかりやすい案内や、掲示期間に配慮してまいります。
10	時代とともに増す図書館の存在意義は、そこへ直接行くというところが一番重要ですから、素案にない、図書館へのアクセス・駐車場・自転車・徒歩等の充実も合わせてお願いします。	（仮称）第3図書館は、アクセスにも十分配慮し、駅の近くに建設を予定しております。また、駐車場や駐輪場の充実も図ってまいります。

(11) その他

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	（仮称）第3図書館の図書の選定・購入決定に市民を参加させる。付け加えれば、現在は少し透明性に欠けるところがあるように思います。公募した市民を加えれば、図書館に注ぐ眼差しも熱くなるでしょう。	図書の選定につきましては、『宇都宮市図書館資料収集方針』に基づき、全体の蔵書構成を考慮しながら実施しております。方針は図書館協議会のご意見をいただき決定しており、（仮称）第3図書館の図書の選定につきましても、この方針に基づき実施してまいります。 資料収集方針につきましても、一般に公開をすすめてまいります。
2	（仮称）第3図書館の図書購入時には市民に図書購入費を一部負担してもらおう。 図書館の数が増え、予算が削減されると聞く今日、図書館運営も厳しい点があるかと思います。時によっては市民に募金を呼びかけませんか。どうしても購入したい資料があるが、予算がない、足りないという時、広く募金を市民に呼びかける。沢山の市民の目を引き寄せることで、きっと成果があるはずです。	図書の購入につきましては、限られた予算内で効果的に提供できるよう、今後とも購入図書の選定を厳正に行ってまいります。 頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

資料9 関連法令、告示等

1 『これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして—』（報告書概要）

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）施行後の社会や制度の変化，新たな課題等に対応して，これからの図書館運営に必要な新たな視点や方策等について提言を行う。図書館の設置者である地方公共団体においては，今後も引き続き，同基準に基づき図書館の整備及びサービスの充実に努めるとともに，あわせて本提言をこれからの図書館の改革の指針として活用し，図書館の発展に努めていただきたい。

第1章 よびかけ

図書館の改革を進めるため，地方公共団体，図書館職員，地域住民，各種団体や機関等へ協力をよびかけている

1. 地方公共団体のすべての機関の方々へ

○図書館の設置者として

- ・図書館が，地域の課題解決を支援し，地域の発展を支える情報拠点であることを認識し，図書館行政の一層の充実・推進を図る

○利用者及び連携・協力先として

- ・図書館のレファレンスサービスの活用
- ・講座・相談会等の事業を図書館と連携して開催

2. 図書館で働くの方々へ

○図書館が，地域や住民の課題解決を支援する役割を担う施設であることを認識

○図書館サービスの点検，評価の実施

○図書館が本来持っている資源や能力，付加的な資源の状況を明確化

○地域の社会教育施設や社会教育団体，学校，行政部局，議会，公的機関，住民団体，NPO等の様々な機関と連携・協力

○業務に優先順位をつけるとともに，業務の範囲を明確化

3. 地域住民の方々へ

○図書館は，資料や情報の探し方を案内し，調べものを支援し，地域の課題解決に必要な情報を提供する施設であることを認識

○図書館が地域に役立つ施設となるよう，図書館や地方公共団体の行政部局に対して積極的に働きかけ

○ボランティア活動等を通じた，図書館の運営への積極的な参画

4. 各種団体や機関の方々へ

○学校

- ・図書館と学校の一層の連携・協力の推進

○商工団体や医療・福祉団体等の公的機関

- ・講座や相談等の事業を図書館と共催し，図書館で開催することにより，事業の効果を一層高めることが期待できる

第2章 提案 これからの図書館の在り方

1. 公立図書館をめぐる状況

2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点

(1) 図書館活動の意義の理解の促進

- 図書館は、出版物やインターネット上の情報など様々な資料や情報を分類・整理・保管し、案内・提供するとともに、あらゆる情報を一箇所提供しうる「ワンストップサービス」機関であり、職員がそれを求めに応じて案内する点に大きな特徴がある
- 図書館サービスの内容や、図書館の存在意義について広く理解を得られるよう、図書館サービスと活動の内容を見直し、そのことを周知することが必要

【具体策の例】

- ・地域社会の現状・課題を把握し、図書館がどのように役に立つのかを明確化
- ・サービスや運営を改革し、地域の人々に図書館の利用を働きかけ
- ・図書館を利用していない住民に対しても積極的に働きかけ
- ・図書館の利用が困難な人々を対象としたサービスの実施
- ・時々の行政課題に図書館がどう役に立つのかを検討し、地方公共団体の行政部局に対して図書館側から積極的に提案
- ・「行政にも役立つ図書館」としてアピールし、図書館政策が自治体行政の基本的な政策体系に位置づけられるよう努力

(2) レファレンスサービスの充実と利用促進

- レファレンス専用カウンターや窓口の設置、職員の確保
- 電話、FAX、電子メール等でのレファレンス質問の受付

(3) 課題解決支援機能の充実

- 地域の課題解決に向けた取組や住民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供

【課題解決支援の例】

行政支援、学校教育支援、ビジネス支援、子育て支援 など

(4) 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備

- 印刷媒体と電子媒体を組み合わせ利用できる図書館（ハイブリッド図書館）を目指すことが緊急の課題
- 業務をオンライン化し、インターネット端末を設置し、データベースを含むインターネット上の情報を活用するとともに、ホームページを開設し、計画的・段階的に充実することにより、多様な情報源への入口としての「地域のポータルサイト」を目指すことが必要

【コンテンツの例】

利用案内やお知らせ、所蔵目録、リンク集、文献探索・調査案内、レファレンス回答データベース、地域資料索引、関係団体・機関リストなど

- インターネット上のデータベースや各種ソフトウェア、電子図書の提供等、ITを活用したサービスを充実

(5) 多様な資料の提供

- 図書だけでなく、雑誌記事、新聞記事、地域資料、地域の機関や団体が発行しているパンフレットやちらし等を提供することも、地域の課題解決や地域文化の保存の観点から重要

(6) 児童・青少年サービスの充実

- 学校との連携を図りつつ、図書館の児童サービス等を充実

【具体策の例】

- ・ヤングアダルトサービスの普及
- ・図書館で本に関する案内や助言
- ・読書会の開催など、本をめぐる意見交換の場を提供
- ・子どもの読書活動を推進する団体・グループやボランティアとの連携

(7) 他の図書館やその他関係機関との連携・協力

①図書館間の連携・協力

- 横断検索システムと資料搬送サービスを組み合わせ、市町村立図書館等への支援や相互貸借を通じた全域サービスを展開
- 大学図書館等と公立図書館が相互にサービスを利用できる仕組みの整備
- 国立情報学研究所のNAC S I S - C A TやNAC S I S - I L L，国立国会図書館の総合目録ネットワークやレファレンス協同サービス事業の活用

②行政部局，各種団体・機関との連携・協力

- 行政部局への支援として，行政事務や政策立案に必要な資料を積極的に収集し，レファレンス質問に回答し，求められた資料を検索して提供する

【具体策の例】

- ・地域や地方自治に関する新聞記事の目録，関係雑誌の目次をまとめた冊子，図書リストを提供
- ・地方公共団体の庁舎内に図書室を設置し，専門書や雑誌，有料データベース等を一元化して整備。行政部局が必要な情報は，司書が資料の中から検索・提供

- 行政部局や各種団体・機関と連携して講座や相談会等を開催

(8) 学校との連携・協力

- 一定量の図書の長期的な貸し出し，レファレンスサービス，お話し会や読み聞かせの実施や調べ学習の支援
- 司書教諭等の研修への支援や情報提供

(9) 著作権制度の理解と配慮

- 職員に対して著作権に関する研修を受ける機会を確保することが必要
- 著作物の円滑な流通を図るため，引き続き図書館と権利者，著作者等の中で協議の場を設け，検討していく必要がある

3. これからの図書館経営に必要な視点

(1) 図書館の持つ資源の見直しと再配分

- 閲覧サービス，貸出サービス，リクエストサービス等を続けつつ，それと同時に，これまで不十分であったレファレンスサービス，課題解決・調査研究の援助，時事情報の提供，専門的資料の提供，勤労者へのサービス等を充実させるべき
- このため，図書館の経営方針や，資源配分の優先順位と比率の見直しが必要

(2) 図書館長の役割

- 図書館を社会環境の変化に合わせて改革するためには，図書館の改革をリードし，図書館経営の中心を担う図書館長の役割が重要
- 教育委員会は，図書館長が実質的に業務を行える勤務体制と権限を確保するとともに，研修を受けられるよう配慮する必要がある

(3) 利用者の視点に立った経営方針の策定

- 開館時間の延長や来館が困難な人への対応，利用条件の緩和，利用者の声を運営に反映させる仕

- 組みづくりなど、利用者の視点に立った経営方針の策定や、サービス内容の見直しが必要
- 障害者サービス、高齢者サービス、多文化サービスへの取組を引き続き強化
 - (4) 効率的な運営方法
 - 職員の適正な配置や、機械化による省力化等が必要
 - (5) 図書館サービスの評価
 - 図書館サービスの必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行い、住民に公表することが求められている
 - 貸出冊数を中心とした評価の在り方を見直し、多様なサービスに対応した評価の在り方を考えることが必要
 - 評価結果を踏まえて業務の改善方針や計画を作成し、定期的に見直すことが必要
 - (6) 継続的な予算の獲得
 - 図書館への投資によってどのように社会がより良く変化するかを明確に示し、地域社会から評価を得る必要がある。また、そのための具体的な行動指針を作成し、全ての職員に周知し、実行する必要がある
 - (7) 広報
 - 対象に応じて、どのようなことに関心や興味を持つのかを検討し、媒体や手法、重点的に広報する点等を工夫することが必要
 - 報道機関を通じた広報を積極的に活用すべき。日頃からイベントや話題になる出来事について案内するとともに、わかりやすく簡潔で、記事を書きやすい広報資料を作成して配布することが必要
 - 図書館職員は、これまでの「待ち」の姿勢から意識を転換し、新たな利用者を開拓するために図書館側から積極的に働きかけを行うことが必要
 - (8) 危機管理
 - 徹底した予防策を講じるとともに、危機管理マニュアルを作成し、危機発生時に誰がどう動くのかを明確にしておくことが必要
 - (9) 図書館職員の資質向上と教育・研修
 - 図書館職員が意識を改革し、自身が持っている図書館の古いイメージを払拭するとともに、図書館が住民の学習や地域振興に貢献できる力を持っていることをアピールする能力を身につけることが必要
 - 司書の養成課程や研修において、地域社会の課題やそれに対する行政施策・手法、地域の情報要求の内容、図書館サービスの内容と可能性を学び、情報技術や経営能力を身に付け、さらに、コスト意識や将来のビジョンを持つことなどが必要
 - (10) 市町村合併を踏まえた図書館経営
 - 市町村合併を、図書館を改革・充実する好機と捉えて、周辺地域を含む全域サービスの実現とサービスの質的向上をめざすべき
 - 合併市町村間における検索システムの統合、新たなサービス計画の策定等への取組が必要
 - 全国どこでも日常的に図書館サービスを利用できるようにするために、公民館図書室や学校図書館の一般開放などを含めて、中学校区などの生活圏毎に図書館サービスの拠点を整備することが必要
 - (11) 管理運営形態の考え方

○どのような管理運営形態が、当該地域の実情に照らして、当該図書館の設置目的を最も効果的に達成することができるかを十分検討した上で、各地方公共団体が自ら判断すべき

4. 国・都道府県の役割

(1) 都道府県の役割

- 都道府県の図書館政策の指針を示すとともに、その実現に向けて主体的に先導
- 図書館の新しいサービスやサービスの評価方法の調査・研究開発に努める
- 市町村立図書館への支援や、公立図書館間や館種の異なる図書館間での連携の中心となる
- 図書館職員への研修プログラムの開発・実施等に努める

(2) 国の役割

- 先進事例の収集・情報提供や、モデル事業の実施と成果の普及、図書館の方向性の提示
- 館種を越えた連携協力を促進するとともに、館種を越えた総合的な図書館政策の立案に努める
- 政府の様々な戦略的施策の中に図書館を位置づけるよう各省庁に働きかけ

(3) 国立国会図書館の役割

- 全国の図書館との連携・協力を任務の一つとして掲げ、協力活動を推進している
- 公立図書館との連携が一層促進されるよう、取組の周知・普及や、利便性の一層の向上に努める

2 『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（文部科学省告示第百三十二号）

一 総則

(一) 趣旨

- ①この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十八条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ②公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第三条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(二) 設置

- ①都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ②市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ③公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(三) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(四) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(五) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(六) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

二 市町村立図書館

(一) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(二) 資料の収集、提供等

- ①住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ②多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。
- ④本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。
- ⑤資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(三) レファレンスサービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラルサービスの充実にも努めるものとする。

(四) 利用者に応じた図書館サービス

- ①成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。
- ②児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- ③高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努め、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(五) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(七) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(八) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。
- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。
- ⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(九) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(十) 図書館協議会

①図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(十一) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧，収蔵，レファレンスサービス，集会・展示，情報機器・視聴覚機器，事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年，高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

三 都道府県立図書館（以下省略）

3 『子どもの読書活動の推進に関する法律』（平成十三年十二月十二日法律第一百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

(4)「文字・活字文化振興法」(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料10 用語解説

あ行

ICタグ：IC（Integrated Circuit の略）。物品などに装着する，チップ（記憶中枢）を組み込んだ荷札（タグ）。無線アンテナが付いており，読取装置と非接触で通信が可能。図書に装着するバーコードの代わりとして，またはBDS（無断持ち出し防止装置）として機能させるため，図書館や出版業界で図書への装着が実施・検討されている。

ICT：Information and Communication Technology 情報通信技術の総称。日本では同様の言葉としてITが普及しているが，近年はICTと表現されることが多い。第2次宇都宮地域情報化計画（H19.3策定）においてもICTと表現している。

アウトリーチサービス：「図書館利用に障がいのある人々へのサービス」という意味で，一般的な障がい者サービスのほか，寝たきりの高齢者やその他の理由で来館できない人々への郵送や宅配による貸出，病院や施設に向いての貸出なども含む。

宇都宮子どもの本連絡会：宇都宮市内の子ども文庫や読み聞かせボランティア団体等の横断的団体。

か行

貸出手続き確認：図書館資料を借り出す際，手続きをしないで持ち出そうとすると，出口のゲートのところでチャイムが鳴り警告を発する装置。BDS（Book Detection System）。

学校図書館司書業務嘱託員：宇都宮市内小中学校図書館に配置された司書資格を持つ非常勤嘱託員。

患者会資料：難病の患者やその家族の団体（患者会）が編集発行する資料。病気についての専門的資料として重要だが，市販されていないことが多い。

公衆無線LAN：有料でインターネットを無線配信するシステム。公共図書館でサービスを提供する場合，図書館が契約し，利用者に無料で提供することが多い。

さ行

CD-ROM：従来，紙に印刷されていた出版物の文字や画像をデジタル化し，CD-ROMの形態で生産された電子出版物。

司書教諭：学校図書館法に基づいて設けられた，学校図書館の専門的業務を担当する司書教諭資格を有する教諭。

自動貸出：職員の手によらない図書館資料の貸出のための装置。

生涯学習センター図書室：市内 4 箇所生涯学習センター、及び 11 箇所の地区市民センターと田原コミュニティプラザ内に設置された図書室。3,000～30,000 冊規模の図書を持ち、図書館とのオンラインによる貸出・返却・予約等のサービスを行っている。

調べ学習：「自ら学び自ら考える」自主的、自発的な学習。実地調査、実験・観察、聞き取りなどにより、調べ方、正確さ、情報の整理技術・表現方法を学んでいく学習。

総合的な学習の時間：教科の枠や領域を超え、横断的総合的に学習活動を行う時間。

た行

大活字本：大きな活字で印刷された図書。大型活字本、拡大図書とも呼ばれている。

団体貸出：図書館が地域や職場の団体やグループなどに、図書館資料をまとめて貸出しすること。

地域館：自治体内の一定の範囲を持った地域の図書館活動の拠点としての役割を果たすサービスポイント。

地域資料：特定の地域で刊行あるいは生産され、また、その地域に関して記述されている資料。図書や雑誌だけでなく、小冊子、視聴覚資料、博物館資料などあらゆる資料が収集の対象となる。

中央館：自治体内の複数の図書館及びサービスポイントが共同活動を進めるための組織（図書館システム）の中で、センター的役割を担う図書館。

電算システム：図書館に導入されるコンピュータや、コンピュータのアプリケーションソフトでパッケージ化されたもののことをいう。図書館では、既成のパッケージを、個々の図書館に合わせて変更し使う場合が多い。

電話音声応答システム：電話の音声により自動応答を行うシステム。24 時間体制で、利用者に応じて応答内容を変えて対応できる。

闘病記：難病になった人が、自身の体験や治療経過を綴った手記。通常は文学（ルポルタージュ）に分類されるが、医学面からの重要性により注目されている。

図書館協議会：図書館法第 14 条第 1 項の規定に基づく宇都宮市立図書館条例第 5 条の規定により設置され、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関。委員の任期は 2 年で、学校教育関係者、社会教育関係者及び学識関係者 12 名により構成されている。

図書館法第18条（公立図書館の基準）：『文部科学大臣は図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対し示すものとする。』

な行

ネットワーク：網の目のように結ばれた図書館間協力の働きを言う。特に、コンピュータや通信などの技術的な基盤の上に成立する図書館協力の形態を指すことがある。

は行

ハイブリッド図書館：共存している異なるメディアのより進んだ統合（融合）を意味し、異なる情報資源（紙や電子など媒体の違いや入手条件など）を克服し、利用者に迅速・的確にサービスできる図書館。

パスファインダー：あるテーマについての資料・情報（図書・雑誌、辞書・辞典、インターネットサイト、関連施設等）を一覧にしたもの。

ブックトーク：あるテーマについてあらかじめ選んでおいた数冊の本を紹介すること。子どもの読書への興味を引き出すための手法のひとつ。

や行

有料データベース：営利を目的として利用者向けの有料サービスに供されるデータベースのこと。公共図書館でサービスを提供する場合、図書館が契約し、利用者に無料で提供することが多い。

ユニバーサルデザイン：ユニバーサル＝「普遍的な」「全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることを意味する。

ら行

レファレンス：利用者の求めに応じて、情報や資料を提供することにより、援助すること。

レファレンスデスク：図書館に利用者から寄せられるレファレンス質問に対して、利用者の要求を的確につかむことが重要であることから、両者が着席して質問行為を行うためのデスク。

レフェラルサービス：図書館内の資料等だけでは欲しい情報が入手できないときに，専門機関や専門家に問い合わせたり，紹介したりするサービス。

みや図書館サービスプラン

(宇都宮市図書館機能・サービス向上計画)

発行：平成20年5月 宇都宮市・宇都宮市教育委員会

編集：宇都宮市教育委員会事務局生涯学習課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2749

FAX 028-632-2765

E-mail u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市立図書館

〒320-0845 宇都宮市明保野町7番57号

TEL 028-636-0231

FAX 028-639-0740

E-mail u47050001@city.utsunomiya.tochigi.jp